

別紙 (一)

一、日本労働協会、提案

一、算額、その海軍隊工の解雇に付する場合

(1) 三ヶ月以前の豫出に付

(2) 失業有故傷、年當規則ヲ設定し解後、二ヶ年間ノ生活ヲ

保障スルニ付

1. 休職規則ヲ別ニ設ケ二ヶ年間ハ日依ノ二分ノ一日支給スルニ付

又、解雇ヲ欲スルモノハ男方ハ給テ一千圓、女方ハ五百圓ヲ支

給スルニ付

(2) 従来ノ退職年當規則ヲ改心シノ率ヲ標準トセシ

後ニ

1. 三ヶ年以下ハ奉給ノ五十日分ヲ支給シ五年以上ハ奉給ノ倍